

事務所通信

アークグロー・パートナーズ税理士法人

2022.3 Vol.11



3月のイベントといえば

こんにちは。アークグロー・パートナーズ税理士法人「事務所通信」を今月も読んで下さりありがとうございます。随分暖かい日が多くなり、過ごしやすくなって参りました。朝も少し起きやすくなり、春の訪れを知らせる動植物も次々と顔を出してくれています。とても嬉しい気分になさしてくれますね(*^^*)

しかし3月は、年度の最後の月ということで卒業や就職、転勤や進学など様々な事情でそれまでの環境とお別れをする季節でもあります。そんな3月のイベントをまとめてみました。

ひなまつり(3月3日)

女の子の誕生と健やかな成長を願う「ひなまつり」ですが、正式には「上巳(じょうし)の節句」と言い「桃の節句」とも言います。



修二会(3月1日~3月14日)

「修二会(しゅうにえ)」とは奈良県にある東大寺二月堂で毎年行われる伝統行事で、通称「お水取り」と言われています。修二会は仏教の寺院で行われる法会(ほうえ・仏教を説くためや供養を行うために僧侶や人々が集まること)のひとつです。

十三参り(3月13日~5月13日)

数え年で13歳になった子供が健やかに成長したことを感謝し、知恵と福德を授かるために「虚空蔵菩薩(こくうざうぼうさつ)」にお参りする行事です。

ホワイトデー(3月14日)

2月14日バレンタインデーのお返しの日ということで、日本で生まれたのがホワイトデーなのだそう。お返しの品によって意味が異なるそうです*自分の気持ちをお返しの品に込められるなんて素敵ですね(*'艸')

社日(3月中旬~下旬)

社日(しゃにち)は1年に2回あり、春の社日は「春社(しゅんしゃ・はるしゃ)」、秋の社日は「秋社(しゅうしゃ・あきしゃ)」と略されることもあります。社日の「社」には、「土地の守護神、産土神(うぶすなかみ)」という意味があり、土地の神様である産土神を祀る日とされています。

農業にとって大事な節目の日とされ、春の社日では五穀豊穡を願い、秋の社日では収穫を感謝します。

春のお彼岸(3月下旬)

春分の日を前後それぞれ3日間を合わせた7日間のことです。最初の日を「彼岸の入り」、最後の日を「彼岸明け」と呼びます。先祖供養のためお墓参りをしたり、おはぎを作ってお供えしたりします。

他にも 春の甲子園(3月下旬)、春分の日(3月20日ごろ)、春一番(立春から春分まで)などがあります。

2022年の確定申告も、「コロナのため」と追記で延長可能となっております。(4月15日まで)

しかしアークグロー・パートナーズ税理士法人では事務所へ切が3月2日(水)です。早期提出へ今年もご協力いただきありがとうございました。引き続き、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

申告書の提出期限

提出月	3月	4月	5月
確定申告	1月決算	2月決算	3月決算
予定申告(年1回)	7月決算	8月決算	9月決算
消費税(年3回)	4月、7月、10月決算	5月、8月、11月決算	6月、9月、12月決算

コロナ関連助成金等一覧

2022.3.1(火)現在の情報です。

現在申請の出来るコロナ関連助成金等を一覧にしております。

コロナ関連の助成金等は期限の延長や対象業種の拡大など時間の経過により申請要件等内容が変更されることがあります。申請できるかのご判断や、詳細、Q&A に関してはお客様ご自身でホームページなどをご確認ください。なお、申請に必要な会計帳簿等がございましたら担当者までご連絡下さい。

お客様ご自身で申請が難しい場合は申請を代行いたしますのでご連絡ください。

ただし、助成金ごとに添付書類や記載事項が異なり、申請が複雑なため申請先から訂正や追加書類に関する連絡が入ることがあります。弊社で全て対応させていただきますので、その旨ご連絡をお願い致します。早期の入金をご希望のお客様はご自身で申請されることをお勧めします。

申請代行手数料といたしまして、助成金等金額の10%を頂戴いたします。

事業復活支援金 <https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

申請は一回限りです。30%減で申請後、50%減で追加申請はできません。申請月に注意してください。

新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金を支給します。

対象者： 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が対象となり得る

2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者で、基準期間(11月～3月)の合計売上高と対象月×5と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

給付額：基準期間(11月～3月)の売上高－対象月の売上高×5

申請期間：2022年1月31日(月)～

5月31日(火)

売上高減少率	個人事業者	給付上限額		
		法人		
		年間売上高* 1億円以下	年間売上高* 1億円超～5億円	年間売上高* 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

*基準月(2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月)を含む事業年度の年間売上高

滋賀県事業継続支援金 第4期

<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/shien/syoukouroudou/323459.html>

対象者： 国の「事業復活支援金」を受給し、県内に事務所または事業所を有する方

2021年11月から2022年3月までのいずれかの月の売上が2018年11月から2021年3月までのいずれかの同月と比べ30%以上減少した県内中小企業者等

国の事業復活支援金を受給されていない事業者は対象外となります。

給付額：中小企業20万円、個人事業主10万円

申請期間：3月中旬から受付開始



アークグロー・パートナーズ税理士法人
[本社]
滋賀県守山市焔魔堂町121番1
TEL 077-598-0473 FAX 077-598-0474
[東近江市]
滋賀県東近江市八日市東浜町5番39号
TEL 0748-23-1039 FAX 0748-23-6717